

訪問看護ステーションあすかビレッジ運営規程

（事業の目的）

第1条

医療法人医仁会が開設する訪問看護ステーションあすかビレッジ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士又は作業療法士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- （1）指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- （2）指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- （3）事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の運営）

第3条

- （1）ステーションは、この事業の運営を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
- （2）ステーションは訪問看護を提供するにあたってはステーションの看護職員等によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称 訪問看護ステーション あすかビレッジ
- （2）所在地 愛知県丹羽郡大口町新宮一丁目10番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 看護師 1 名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(2) 看護職員 看護師または准看護師 常勤換算 2.5 人以上(内、常勤 1 名以上)

訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師を除く)、訪問看護を担当する。

(3) 理学療法士、作業療法士 3 名以上

看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日

(2) 営業時間 午前 8 時から午後 7 時までとする。

(3) 常時 24 時間、利用者やその家族からの電話等による連絡体制を整備する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

(1) 病状・障害の観察

(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

(3) 食事及び排泄等日常生活の世話

(4) 褥創の予防・処置

(5) リハビリテーション

(6) ターミナルケア

(7) 認知症患者・精神障害者の看護

(8) 療養生活や介護方法の指導

(9) カテーテル等の管理

(10) その他医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

第8条

(1) 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うものとする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

(2) 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第9条

- (1) 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- (2) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う交通費については、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、以下の額を徴収する。
 - ・実施地域を越える地点から、片道1キロメートルあたり 50円
- (3) 死後の処置料は、22,000円とする。
- (4) 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の事業の実施地域は、大口町、扶桑町、小牧市、犬山市、江南市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第11条

ステーションは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(相談・苦情処理)

第12条

- (1) ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、速やかに、解決に向けて調査を実施し、市町、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡をおこなうとともに必要な措置を講じる。
- (2) ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(個人情報の保護)

第13条

- (1) ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- (2) ステーションが得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。【年1回以上】
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第15条

- (1) 訪問看護ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - ①採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年12回(状況により変化あり。)
- (2) 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- (3) ステーションは、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から5年間保管しなければならない。
- (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人医仁会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2023年(令和5年)8月1日から施行する。